

# 平成28年度 熊本地震復興基金事業一覧

事業名	支援内容	支援対象経費等	担当課
小規模農業用水路・農道の早期復旧支援事業	被災した農業用水路や農道等を農家自ら復旧するための経費の一部を支援する。	作業機械借上料、機械オペレーター賃金、材料費、労務費等 ※1 多面的機能支払交付金等の事業実施箇所を除き、かつ受益者2戸以上 ※2 国庫補助対象とならない箇所に限る 【補助額】 補助率：2/3以内 補助上限：1箇所あたり26万6千円	農業振興課 耕地係 ☎282-1607
農家の自力復旧支援事業	被災した農地を農家自ら復旧するための経費の一部を支援する。	作業機械借上料、機械オペレーター賃金、材料費、運搬費、燃料費 ※国庫補助対象とならない箇所に限る 【補助額】 補助率：1/2以内 補助上限：1箇所あたり20万円	
地域水道施設復旧事業	震災で被害を受けた組合営(民営)水道施設の災害復旧事業に要する経費の一部を支援する。	国庫補助の対象とならない組合営(民営)水道施設に係る取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送付施設、配水施設、給水施設等を原形復旧するために要する経費 【補助率】 公営水道と統合する場合：8/10 公営水道と統合しない場合：1/2	環境保全課 環境衛生係 ☎282-1604
共同墓地復旧支援事業	集落共有の墓地において通路部分や擁壁等の共有部分の復旧に要する経費を支援する。(個人の墓石再建に係る費用は対象外。ただし、通路等の共有部分に墓石が倒れ、通行を阻害している場合に墓石を元の場所に戻す費用は対象)	集落共有の墓地における復旧経費 ※宗教法人・公益財団法人及び個人が経営主体の墓地は対象外 【補助額】 補助率：支援対象経費の1/2以内 補助上限：1件あたり1,000万円	

事業名	支援内容	支援対象経費等	担当課
被災宅地復旧支援事業	被災した宅地において、被災者等が行う宅地の復旧工事等に要する経費の一部を支援する。	①のり面、擁壁、地盤の復旧工事 ②液状化に伴う地盤改良工事 ③住宅基礎の傾斜復旧工事(ジャッキアップ工事等) 【補助額】 補助率：50万円を超える額の2/3 補助上限：633万3千円(対象工事費1,000万円)	
私道復旧事業	被災した生活道路である私道を自治会又は集落等が復旧するために要する経費の一部を支援する。	被災した生活道路である私道(民有地)で次のすべての要件を満たすもの ①一般交通の用に供しているもの ②公道に接続するもの ③幅員がおおむね1.8m以上であること ④所有者の異なる住宅が連担して2戸以上建ち並んでいるもの ⑤集落等で維持管理しているもの 【補助額】 補助率：支援対象経費の1/2以内 補助上限：1件あたり1,000万円 ※復旧事業費が50万円以上	農業振興課 地籍調査係 ☎282-1617
土砂災害特別警戒区域内の被災者住宅再建支援事業	土砂災害特別警戒区域内において、国庫補助制度に該当しない移転に要する費用及び現地建替えに要する費用の一部を支援する。	(1)住宅移転促進支援事業 ①危険住宅の除却、動産の移転費用等 ②建築確認等手続き費用等 ③住宅建設・土地購入費用等 (2)住宅補強支援事業 土砂災害特別警戒区域内での建替え時に要する費用 ①建築基準法に規定された住宅補強工事費用 ②補強工事のための設計費用 【補助額】 (1)補助上限：300万円 ※被災住宅を除却し、レッドゾーン・イエローゾーン以外から熊本県内へ移転すること。 (2)補助上限：150万円(支援対象経費の1/2) ※移転が困難な被災者が対象	建設課 維持管理係 ☎282-1312